

Journal of Robotics and Mechatronics

査読規定

1. 査読方針

Journal of Robotics and Mechatronics（以下 JRM）では、学術論文ジャーナルとしての高い水準を保つ為、投稿された全ての原稿について査読を行うものとする。但し、編集部記事、依頼記事等の一部記事は除く。

2. 査読方法

本誌の編集基準を満たすと判断された論文原稿について、原則として 2 名の査読者による査読が実施される。一般投稿論文については幹事が 1 名の校閲委員を指名する（幹事が校閲委員を兼ねることも可とする）。校閲委員は、2 名の査読者に査読を依頼し、その助言に基づき、下記 5.1.項に示された 4 段階から評価を与える。原則として、2 名の査読者が採録と判断した時点で採録とする。2 名の査読者の評価が大きく異なった場合には、校閲委員が判断を行う。校閲委員が必要と判断した場合には第三者査読者 1 名を立て、意見を聞くことができる。なお、特集号投稿論文については、当該特集号担当の編集委員とゲストエディタが上記校閲委員の役割を担う。

3. 査読者の選定基準

査読者の人選は、当該論文の対象分野の専門家としての能力、世評、具体的な推薦、過去の本誌への査読で示された評価などに基づいて行われる。当該論文の共著者、並びに著者と利害関係があると想定される人物は選考しない。査読者は必ずしも JRM 編集委員である必要はない。

4. 査読過程

4.1. 査読者の選考・依頼

論文の投稿があった場合、当該論文の分野に専門が近い JRM 編集委員（あるいはゲストエディタ）が校閲委員として指名される。指名された校閲委員は、当該論文の査読に全責任を持つものとする。校閲委員は、上記 3 項に示された選定基準に基づき査読候補者 2 名の選定を行い、査読結果に基づき採録判定を下す。査読過程については編集委員長を通じ、編集委員会へ報告する。査読依頼は、依頼頻度に偏りがないよう依頼状況に十分配慮し行うものとする。なお、査読者の選定基準と同様、当該論文の共著者となっている人、並びに著者と利害の対立があると考えられる人は校閲委員となることはできない。

4.2. 査読期間及び原稿修正期間

査読者は、当該論文の受領日から 1 週間以内に決定するものとする。査読に要する期間は、4 週間程度とする。再査読に関しては、査読結果が **Conditionally Accept** の場合は 1 週間程度、**Revise and Resubmit** の場合は 2 週間程度とする。著者による原稿修正の為の

期間は、Conditionally Accept の場合は 2 週間程度、Revise and Resubmit の場合は 4 週間程度とする。査読者及び著者は校閲委員との事前の取り決めがない限りこの期間を厳守するものとする。事情により遅れが予期される場合には、必ず編集部及び校閲委員へ連絡をするものとする。なお、原稿修正において、著者より 3 ヶ月以上連絡がない場合には投稿取下げとする。

4.3. 査読結果の記載方法

査読者は、編集部より依頼状とともに送付される当該書式の査読報告書 (review form) に査読結果並びに意見を記載する。査読者は、査読報告書へ氏名、所属、住所、連絡先及び当該論文の論文タイトル、著者名を記載する。Accept, Conditionally Accept, Revise and Resubmit, Reject のいずれかを判断し、査読報告書の欄にチェックを入れる。また、当該論文を採録とする為に必要な修正点、疑問点等の査読意見を Comments to Authors の欄へ記載する。著者へ知らせたくない意見、参考意見、JRM 編集委員会等での議論が必要な点については、Confidential Comments の欄に記載する。記載する言語については原則として英語とするが、著者が日本人の場合は日本語で記載してもよいものとする。記載が終わった報告書は、編集部へ電子メールもしくは FAX にて送付する。査読意見等の連絡については全て校閲委員を介するものとし、査読者及び著者が直接連絡をとることは認めないものとする。また、査読用紙の記載事項等に不適切な表現や誤字、脱字がある場合等には、校閲委員において該当箇所を削除、修正することがある。

4.4. 査読結果の通知

2 名の査読者の判定結果に基づき総合的な査読結果が確定した段階で、編集部は速やかに著者に総合的な結果を査読者による査読報告書と合わせて伝達し、必要であれば著者に原稿の修正を求める。著者へ査読報告書を送付する際は、査読者の氏名、連絡先等、査読者が推定できる情報を削除し、Confidential Comments を削除した状態で送付を行う。査読報告書及び査読者の情報は、第三者に知られないよう編集部及び校閲委員で厳重に管理を行うものとする。当該論文が Accept となった場合には、編集部から、採録通知書を著者へ送付する。

4.5. 再査読依頼

再査読が必要な場合には、著者からの修正原稿及び回答を添付して、編集部から再査読を依頼する。送付する回答については、当該査読者のもののみとする。初回査読結果が Revise and Resubmit だった場合の再査読においては、査読者は Accept または Reject のいずれかの結果を報告する。但し、再々査読が必要ない程度の修正要求であれば Conditionally Accept の結果を下すことも可とする。

5. 査読基準

5.1. 評価

査読を行う上での基準は、それぞれの投稿原稿の種類 (投稿規程第 4 項目にある投稿原稿の種類に準ずる) によって異なる。評価として査読者は下記 4 項目の中から一つを選択

する。それぞれの基準は以下に示すとおりである。

- ・ **Accept**

修正の必要が無く、もしくはスペルミス等の軽微な修正によって、掲載基準に達していると判断されるもの。修正については著者の責任で行い、再査読は行わない。

- ・ **Conditionally Accept**

掲載基準にほぼ達しており、修正及び疑問点の解消がなされれば、掲載に達すると判断されるもの。必要であれば修正原稿について再査読を行う。簡易な修正要求の場合は、校閲委員が修正原稿の確認を行い、再査読を行う必要はないものとする。再査読が必要かどうかの判断は、校閲委員が行うものとする。

- ・ **Revise and Resubmit**

掲載基準に達する為に大幅な修正が必要なもの。指摘の点について、著者に加筆修正、原稿の改良を求め、修正原稿について再査読を行う。

- ・ **Reject**

掲載基準に達していないと判断されるもの。査読者は **Reject** とした理由について、著者へ具体的に明示する必要がある。著者による修正原稿が送付された場合には、新規投稿として扱う。

5.2. 査読項目

査読者は下記に挙げられる項目について審査を行うものとする。求められる評価項目は、投稿原稿の種類において異なり、投稿規定に記載されたそれぞれの掲載基準に準ずるものとする。下記項目以外についても、査読者の判断により必要と思われる項目についての助言や指摘は歓迎される。

- ・ 独創性及び新規性

研究論文においては、論文の研究内容が当分野において新規かつ独創的なものであり、価値ある結論あるいは事実となっているか、もしくはその考察が独自のものであるかを判断する。

- ・ 有用性

JRM では、学術だけでなく産業に役立つ技術の紹介を趣旨としている。よって **JRM** では、当該論文の結論、議論、及び考察、提言は、技術の発展において有用なものか、どのような発展性や応用が期待されるのか、社会的な有用性についての言及がなされているか、等について評価をおこなう。

- ・ 学術性

JRM の掲載論文においては、学術的事項以外の記載は認めない。企業宣伝に結びつく記載、もしくは宗教的、政治的な意見、主張等の記載、また正当な批判以外の他者への誹謗中傷等、倫理的問題のある記載は認められない。ただし、**JRM** は産業に密接した技術を紹介するものである為、必要程度の企業及び製品の説明は認めるものとする。

- ・研究の位置付けと意義

十分な文献調査に基づいた研究の位置付けと意義が明確に示されているか、について判断する。JRM 掲載論文を含め国内外の関連する十分な数の文献（20 件程度）が引用文献に挙げられていることが望ましい。特に当誌への掲載の採否という観点から、関連のある JRM 掲載論文が引用されていることが望ましく、採否の判断の指標となる。

- ・論文の完成度

データ、図表、考察、表現、引用文献などの妥当性について、論文の完成度を総合的に審査する。

6. 守秘義務

査読者は、査読を担当した論文の内容及び査読の内容についての守秘義務を負う。査読過程において、査読者が判断を下す為の必要から第三者へ意見を求める場合には、相談をされた第三者にも守秘義務が発生する。また、その責任は査読者本人が負うものとする。また、校閲担当委員、編集部についても同様の守秘義務が発生する。査読過程で、査読者は必然的に未発表の原稿を保持することになる為、論文原稿及びデータは外部に漏洩しないよう厳重に管理する必要がある。査読が終了した段階で原稿並びにデータ等は破棄する。

7. 匿名性

JRM における査読では、査読者の氏名、所属を明かさな匿名による査読を行うものとする。これは、査読者が他のいかなる要因に阻害される事なく査読意見を著者に提示し、判断が正当かつ客観的になされる事を目的とする為である。編集委員会並びに編集部は著者からの査読者に関するいかなる問い合わせにも応じない。

8. 責任

査読内容に関しては、編集委員会がその責任を負う。査読内容に対する著者から意見等に対しては、JRM 編集委員会にて討議を行い、最大限真摯に対応するものとする。査読過程については、編集長（特集号にあつては担当編集委員）が責任を持って円滑に行うものとする。

9. その他特記事項

査読者の貢献は、JRM の発行に際して大きな役割を担っているものである。上記 7 項に記載された匿名性によって個々の論文についてその貢献を明かす事はできないが、編集委員会並びに編集部は、貢献に対する謝辞を示し、最終号に当年に協力をいただいた全ての査読者の氏名を掲載するものとする。

[平成 26 年 12 月 22 日]